

関西電力「高浜原子力発電所」及び「大飯原子力発電所」についての質問書の件

記録者：京都市民放射能測定所 事務局長 佐藤和利

記録日時：2017年3月23日16時～16時30分

2017年2月1日、『京都府 府民生活部 原子力防災課』殿あてに、『関西電力「高浜原子力発電所」及び「大飯原子力発電所」についての質問書』をメールで提出させていただきました。

回答希望日の3月1日の時点では「検討中」ということでした。

3月8日、同課の原子力担当高橋英樹副課長様との電話連絡の中で、「質問書への文書回答はできないが、面談し、質問書に対する京都府の考えを述べることは可能」とのお話がありました。面談内容を記録（録音）し、相互で確認することは可能ということでした。

そのような経過で、3月23日に同課を訪問し、同課の計画担当課長四方浩様より、質問書に対する京都府の考え方を聞かせていただきました。

その記録（録音）を基に、主要な内容を文書化したものが、以下のものとなります。

1. 質問書 1-01～13-03 について 四方様のご回答

「京都府は国の指針に基づき原発事故対策の対象範囲としては、主に原発から30キロ圏内としており、現時点ではUPZ圏外は対策を検討していません。農業、漁業、林業含めて、（質問書記載の具体的な被害予測については、）エリアに家畜がどれだけいるかなど、正確に把握していません。」

2. 質問書 14-01 について 四方様のご回答

「2015年12月24日付け山田知事の「高浜発電所について」とする見解についてですが、京都府は舞鶴市の一部が高浜原発のPAZに入るにもかかわらず、立地県でなく隣接県だということで同意権が与えられていません。なので、原発再稼働に係る法的な整備（同意権限）を国に求めています。」

「今は、同意権限もない中では、同意とか不同意とか言える立場にはない。そのことはご理解ください。」

3. 質問書 14-02 について 四方様のご回答

「高浜発電所1、2号機など40年を超過した施設については、原則廃炉にすべきものという知事見解は、前から申し上げている通りです。運転延長の審査にあたっては、国に対して慎重な審査を求めています。府民の安心安全を確保する点から今後もしっかりした対応を求めています。」

「平成28年8月に開催した地域協議会において40年超え原発の安全性等について、国や関電から説明を受けたが、十分納得できるものではなかったことから、その後も府民が納得できる回答を求めて何度かやり取りしています。関西電力や規制庁の説明は専門的な表現が多いことから、専門的知識を持たない住民が理解できる説明をして下さいと申し上げています。」

4. 質問書 14-03 について 四方様のご回答

「2015年2月27日、京都府は関西電力の間で「高浜発電所に係わる京都府域の安全確保等に関する協定書を結びました。それに基づき、異常発生時（高浜原発でのクレーン転倒など）は関西電力から原子力規制庁への報告と同時に京都府に連絡がきます。去年5月に現地確認も行っています。今年は具体的な予定は決まっておりませんが、高浜1、2号機の安全対策工事を確認など必要と判断した場合には行きます。隣接府県として現時点では最大限の対応が盛り込まれた安全協定と考えています。」

5. 質問書 14-04 について 四方様のご回答

「京都府はスピーディによるシュミレーションを平成24年3月に実施しました。」

以上です。